

様式第2（第18条関係）（平8蔵厚農水通産令1・追加、平9蔵厚農水通産令1・平11蔵厚農水通産令2・平11蔵厚農水通産令3・平17財厚労農水経産環省令1・平24財厚労農水経産環省令3・令元財厚労農水経産環省令2・令2財厚労農水経産環省令2・一部改正）

（表面）

特定容器利用事業者 特定容器製造等事業者再商品化変更認定申請書 特定包装利用事業者		
主務大臣 殿		
申請者 住所 氏名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話番号		
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第1項の規定により、再商品化の変更の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
認可の年月日及び認可番号		年 月 日 第 号
特定分別基準適合物の再商品化義務量（kg）	規則第4条第1号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第2号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第3号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第4号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第5号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第6号に規定する分別基準適合物	
再商品化をしようとする特定分別基準適合物の量（kg）	規則第4条第1号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第2号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第3号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第4号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第5号に規定する分別基準適合物	
	規則第4条第6号に規定する分別基準適合物	
再商品化に必要な行為を実施する者		
再商品化の用に供する施設		
変更内容		
変更理由		
備考		
1 事業において用いる特定容器若しくは特定包装又は製造等をする特定容器の種類については、別紙1に記入し添付すること。 2 再商品化をしようとする特定分別基準適合物の量の市町村別の量については、別紙2に記入し添付すること。 3 「規則」とは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）をいう。		

（日本産業規格A列4番）

(裏面)

添付書類

○申請者が、法第15条第2項第3号から第5号までに掲げる事項の変更（規則第17条各号に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、下記の書類を添付する。

1. 申請者が当該認定を受けて再商品化をする初年度において、市町村が特定分別基準適合物を当該申請者に引き渡すことを確認する書類
2. 規則第14条第1号イ又は第3号イに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器又は特定包装を用いた商品の市町村別の販売見込量（法第10条第1項の規定により分別収集をする市町村に係るものに限る。）を記載した書類
3. 規則第14条第1号ロ、第2号イ又は第3号ロに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器又は特定包装を用いた商品の都道府県別の販売見込量（その区域内に法第10条第1項の規定により分別収集をする市町村がある都道府県に係るものに限る。）を記載した書類
4. 規則第14条第2号ロに掲げる場合には、当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物に係る特定容器を用いた商品の地域ブロック別の販売見込量（その区域内に法第10条第1項の規定により分別収集をする市町村がある地域ブロックに係るものに限る。）を記載した書類
5. 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物のうち、自ら製品の原材料として利用するものの見込量及び原材料として利用するために用いる施設を記載した書類
6. 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物のうち、自ら燃料以外の用途で製品としてそのまま使用するものの見込量を記載した書類
7. 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物のうち、製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にするものの見込量を記載した書類
8. 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物のうち、製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にするもの

の見込量を記載した書類

○申請者が、法第15条第2項第6号に掲げる事項の変更をしようとする場合には、下記の書類を添付する。

（ただし、当該再商品化の用に供する施設の変更のみをしようとする場合には、下記の3. 4. の書類に限る。）

1. 再商品化実施者が規則第12条第1号又は第2号に規定する基準（同条第2号イ及びホに係る部分を除く。）に適合する旨を記載した書類

1の2. 再商品化実施者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類

1の3. 再商品化実施者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類

2. 法第21条第1項に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとする場合には、次に掲げる書類

イ 再商品化実施者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 再商品化実施者が個人である場合には、その住民票の写し

ハ 再商品化実施者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ニ 再商品化実施者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ホ 再商品化実施者が再商品化に必要な行為を実施することを確認するための書類

3. 再商品化の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の3に規定する許可証の写し

4. 再商品化実施者が法第15条第2項第6号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

様式第 2 (別紙 1)

[illegible]

様式第 2 (別紙 2)

[illegible]

備考

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 都道府県ごとに記入すること。